

2026 年 10 月 28 日

各 位

会 社 名 フ リ ー ビ ッ ト 株 式 会 社
(コード番号 3843：東証プライム市場)
本社所在地 東 京 都 渋谷区円山町 3 番 6 号
代 表 者 代 表 取 締 役 社 長 柴 田 巧
問 合 せ 先 取締役執行役員グループ経営企画本部長 和 田 育 子
電 話 番 号 0 3 - 5 4 5 9 - 0 5 2 2 (代表)
(URL <https://freebit.com/>)

2026 年 4 月期決算短信の開示が期末後 50 日を超えたことに関するお知らせ

当社は、本日、2026 年 4 月期決算短信の開示を行いました。当該開示が決算期末後 50 日を超えた理由及び今後の決算開示につきまして、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 決算短信の開示が期末後 50 日を超えた理由

当社は、2025 年 9 月 29 日付で開示いたしました株式会社CountUp（以下「CU社」といいます。）の株式取得（以下「本件株式取得」といいます。）に関連し、本件株式取得の妥当性及びその前提となるCU社が保有する特許 2 件（以下「本件特許」といいます。）の帰属の妥当性等について、当社株主及び外部から、ご指摘を含む情報提供を受けました。

当該情報提供を受け、社内での検討及び会計監査人との協議を行った結果、事案の性質に鑑み、独立性・客観性を確保した体制のもとで十分な調査・検証を行うことが適切であると判断し、2026 年 5 月 21 日開催の取締役会において、外部の独立した有識者から構成される特別調査委員会（以下「本調査委員会」といいます。）の設置を決議し、同日お知らせいたしました。

また、本調査委員会による調査及びこれに伴う監査手続等に一定の期間を要する見込みとなったことから、2026 年 6 月 12 日付「2026 年 4 月期決算発表の延期に関するお知らせ」及び 2026 年 7 月 31 日付「2026 年 4 月期有価証券報告書の提出期限延長に係る承認のお知らせ」においてお知らせいたしましたとおり、2026 年 4 月期の決算発表を延期するとともに、2026 年 4 月期有価証券報告書の提出期限を 2026 年 10 月 30 日とする旨の承認を受けております。

本調査委員会は、本件株式取得の妥当性、本件特許の帰属の妥当性及び当社の意思決定プロセスの適切性等について調査を実施し、当社は、2026 年 10 月 1 日付で本調査委員会から調査報告書を受領いたしました。当社は、当該調査結果に基づき、本件株式取得に係る会計処理（のれん及び無形資産の評価等を含みます。）を確定させ、本日、会計監査人による監査手続が完了いたしました。このように、本調査委員会による調査に加え、その結果を踏まえた会計処理の確定及び監査手続に相応の時間を要したことから、本日の 2026 年 4 月期決算短信の開示が、決算期末後 50 日を超えることとなりました。

なお、本調査委員会の調査報告書の概要につきましては、2026 年 10 月 6 日付で開示いたしました「特別調査委員会の調査報告書の公表及び再発防止策の策定に関するお知らせ」をご参照ください。

2. 今後の決算開示について

当社は、2026 年 7 月 23 日開催の第 26 回定時株主総会（以下「本総会」といいます。）を、決算内容の確定前であったため、事業報告、計算書類及び連結計算書類並びにこれらに対する監査報告等（以下「事業報告等」といいます。）をご提供できないまま開催し、会社法上、決算内容の確定を前提としない議案

（取締役の選任等）についてのみご審議・ご決議いただきました。

本日、決算内容が確定し、事業報告等の作成が完了いたしましたので、本総会において会社法第 317 条に基づきご承認いただきました本総会の継続会（以下「本継続会」といいます。）を開催し、事業報告等について株主の皆様にご報告いたします。本継続会の開催日時及び場所につきましては、本日別途開示いたしました「第 26 回定時株主総会の継続会の開催日等に関するお知らせ」をご参照ください。

また、当社は、本事案を踏まえ、本件株式取得のような重要な意思決定プロセスにおける社内管理体制及びグループガバナンス体制の見直しを進めてまいります。なお、2027 年 4 月期第 1 四半期決算短信につきましては、2026 年 8 月 31 日付「2027 年 4 月期第 1 四半期決算短信の開示が四半期末後 45 日を超えることに関するお知らせ」においてお知らせいたしましたとおり、開示を延期しておりますが、必要な監査手続き及び監査レビューを経たうえで、2026 年 11 月上旬に開示する予定です。2027 年 4 月期第 2 四半期以降の決算短信につきましては、会計監査人とも緊密に連携を図り、適時かつ適切な開示に努めてまいります。

本事案に関連し、2026 年 4 月期決算短信及び 2027 年 4 月期第 1 四半期決算短信の開示が遅延いたしましたことにより、株主の皆様、お取引先様、その他のステークホルダーの皆様に多大なるご迷惑とご心配をおかけしましたことを、心よりお詫び申し上げます。

以上